

令和5年度第2回

古河市子ども・子育て会議

令和6年2月8日（木）

**古河市子ども・子育て支援事業に
関するアンケート調査について**

古河市こども計画について（前回会議のおさらい）

こども大綱（こども基本法 第9条）

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、こども・若者が「権利の主体」であることを明示し、子ども・若者の意見を聞きながら「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。

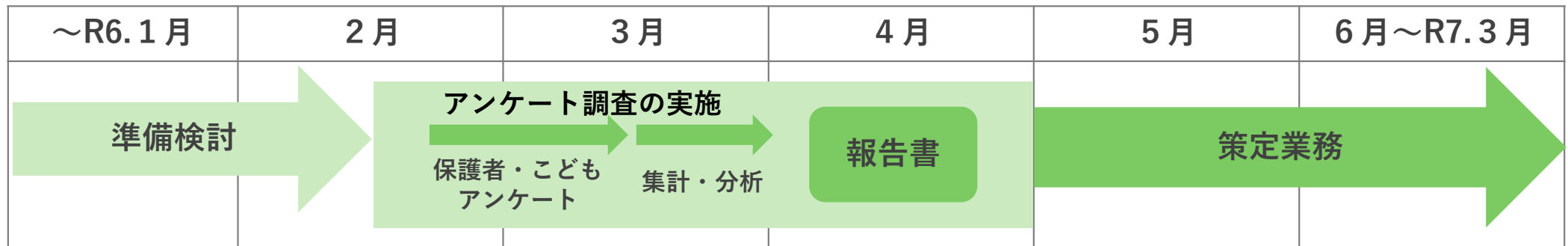
市町村こども計画（こども基本法 第10条）

市町村は、国の大綱を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。

古河市では子ども・子育て支援事業計画を包括する古河市こども計画を策定します。

計画策定にあたり、古河市こども計画の当事者であるこどもの意見を聴くため、市内の小・中・高校生を対象にアンケート調査を実施します。

また、古河市子ども・子育て支援事業計画施策の対象となる子育ての当事者の意見を幅広く聴取するため、古河市内の未就学児および就学児の保護者を対象にアンケート調査を実施します。



アンケートの概要について①

○実施時期：2月後半～3月前半（3週間程度）

対象者		対象数	回答方法	設問
保護者	未就学児 (0～5歳)	無作為抽出 1,000人	Logoフォーム ・PC ・タブレット ・スマートフォン から回答可能	○子ども・子育て支援事業計画の量の見込みための設問 ・基本情報（居住地区/家族の状況/子育て環境/就労状況） ・平日の定期的な幼児教育・保育事業の利用状況について ・地域の子育て支援事業の利用状況について ・その他土曜・休日や長期休暇中、病気の際、不定期や宿泊を伴う一時預かり、小学校就学後の放課後の過ごし方 ○こども計画のための設問 ・生活や家庭のことについて (親の最終学歴/暮らしの状況/経済状況/精神状態/ 子育てに関する悩み)
	就学児 (6～11歳)	無作為抽出 1,000人		
こども	小学5年生	23校 約1,200人		
	中学2年生 ※中等教育学校 前期課程含む	10校 約1,300人		
	高校2年生 ※中等教育学校 後期課程含む	6校 約1,000人		

アンケートの概要について②

設問の趣旨・目的（こども計画部分）

保護者

親の最終学歴

・親の学歴と、経済状況、子育て状況等の関連性を確認

暮らしの状況

・経済状況を把握

経済状況

・この結果からこども向けアンケート結果を経済状況で分類

精神状態

・親の精神状態を把握

子育てに関する悩み

・悩みと、経済状況、子育て状況等との関係性を把握

・子育て支援、親のリスキング（学びなおし）等、施策の検討材料として活用

・経済状況、子育ての不安や悩み等との関係性から、子どもや親への施策の検討材料として活用

こども

経済状況

・保護者の結果と照らし合わせることで、こどもの経済状況を類推

孤独・孤立の状況

・孤独・孤立の状況と家庭環境、経済状況、進路等との関係性を把握

学力・進路

・学力等とこどもの置かれている環境等の関係性を把握

こどもの居場所

・ニーズのある居場所を把握

自己について

・自己有用感、自己肯定感等を把握

・悩みや孤独の状況等とこどもの生活環境、家庭環境等との関係性等を把握し、こどもの居場所づくり等施策の検討材料として活用

こども基本法に基づく新たな会議体について

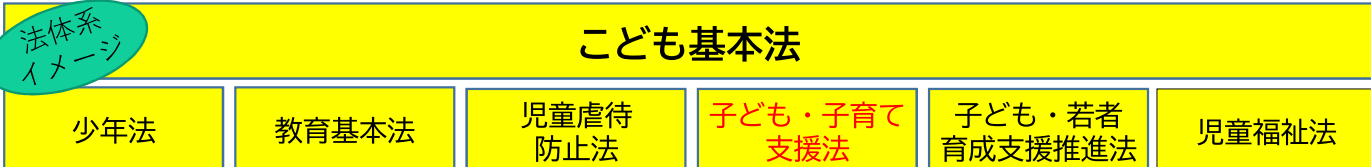
古河市子ども・子育て会議のリニューアル（案）について

子ども・子育て支援法（H27.4.1）施行

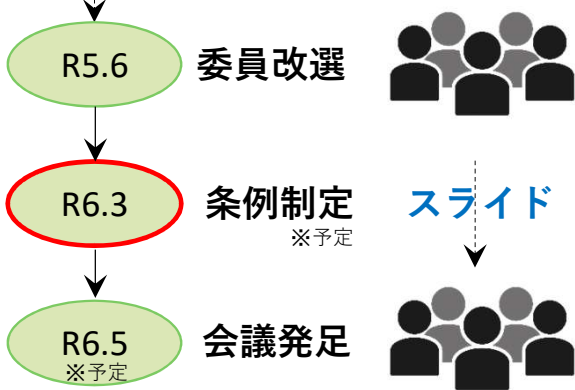


古河市子ども・子育て会議条例
 …「子ども・子育て支援法」に基づく会議体設置条例
 <審議内容>
 ・ 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援量の拡充や質の向上を推進
 ・ 市町村「子ども・子育て事業計画」の策定・進捗管理

こども基本法（R5.4）施行



こども基本法は、これまでのこどもに関する法律を包含し、市町村に「こども計画」策定を努力義務としているが、「古河市子ども・子育て会議条例」には「こども基本法」に関する記載がない。



上記を鑑み、来る3月議会において、既存条例を廃止し、新たな会議体「こども未来応援会議」設置条例案を議案として上程を予定

- ・ 現委員については、可能な限り留任をお願いする。
- ・ 任期は、新たな会議体の発足から2年とする。
- ・ 委員の構成（選出区分）は現在の条例を踏襲する。
- ・ こども基本法の理念を踏まえ、ボランティア等分野から委員を1名追加する。
- ・ 会議スタイルはこれまでと大きな変更なし

その他事業報告

家庭的保育施設の創設

家庭的保育施設とは・・・地域型保育施設の1つ。市町村の認可事業として実施され、家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下での少人数を対象にきめ細やかな保育を行う施設。

【施設名】 ほのぼのルーム 【設置法人】 NPO法人ちゅーりっぷの心

【概要】 同法人が運営する保育所（おはな保育園）に付随するようなかたちで設置される家庭的保育施設。

【開所日】 令和6年4月1日

【住所】 古河市松並1丁目2番1号

【定員】 5人（0歳：1人 1歳：2人 2歳：2人）

※参考 おはな保育園

90人（0歳：8人 1歳：11人 2歳：17人 3歳：18人 4歳：18人 5歳：18人）

